

# 住宅用家屋証明書

租税特別措置法施行令

(イ) 第41条

特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外

(a) 新築されたもの

(b) 建築後使用されたことのないもの

特定認定長期優良住宅

(c) 新築されたもの

(d) 建築後使用されたことのないもの

認定低炭素住宅

(e) 新築されたもの

(f) 建築後使用されたことのないもの

(ロ) 第42条第1項(建築後使用されたことのあるもの)

(a) 第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた  
家屋で宅地建物取引業者から取得したもの

(b) (a)以外

の規定に基づき、下記の家屋

令和

年

月

日

{ (ハ) 新築 }

{ (ニ) 取得 }

がこの規定に

該当するものである旨を証明します。

記

|                    |                   |
|--------------------|-------------------|
| 申請者の住所             |                   |
| 申請者の氏名             |                   |
| 家屋の所在地             |                   |
| 家屋番号               | 番                 |
| 取得の原因<br>(移転登記の場合) | ( 1 ) 売買 ( 2 ) 競落 |

令和 年 月 日

京都府木津川市長 谷口 雄一